

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所
訪問介護サービスステーション運営規程

(日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 この運営規程は社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が運営する飯塚支所訪問介護サービスステーション（以下「ステーション」という。）において実施する飯塚市日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 ステーションの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 ステーションの実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
飯塚支所 訪問介護サービスステーション
- (2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森 956 番地 4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4名以上(障がい福祉サービス兼務)

- ・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 従事者 常勤換算方法で8名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従事者は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

(訪問型サービス・現行相当)

月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日～1月3日までを除く。

(訪問型サービスA1・A2)

月曜日から金曜日までとする。

ただし、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(4) サービス提供日・サービス提供時間に関しては、上記営業日及びサービス提供時間を基本とし、支援内容により相談に応じる。

(5) 営業日、営業時間外については、転送電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容)

第6条 ステーションで行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護中心型
- (2) 生活援助中心型
- (3) 身体介護生活介護混在型
- (4) 日常生活支援

(利用料等)

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「飯塚市日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、飯塚市内とする。

(衛生管理等)

第9条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 ステーションは、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備を行うこととする。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施することとする。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置するものとする。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(衛生管理対策)

第15条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 ステーションは、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は飯塚市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第17条 ステーションは、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を飯塚市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

日常生活支援総合事業第1号訪問事業
第1号訪問事業（現行相当）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒820-0011 福岡県飯塚市柏の森956番地4
代 表 者	会 長 渡 辺 康 臣
設 立 年 月 日	平成18年 3月 24日
電 話 番 号	0948-23-2210

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所 訪問介護サービスステーション	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（現行相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒820-0011 飯塚市柏の森866番地4	
電 話 番 号	0948-21-3992	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月 1日指定	4071800108
管 理 者 の 氏 名	川崎 智子	
事 業 の 実 施 地 域	飯塚市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（現行相当）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（現行相当）は、従事者が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

※上記、営業日・営業時間を基本とし、支援内容により相談に応じます。

6. 事業所の職員体制

管理者 1名（常勤）

サービス提供責任者 4名以上（常勤）とし、業務の状況に応じて指定基準の定めにより増減します。

訪問介護員等 8人（常勤換算）以上とし、事業状況に応じて配置します。

※従事者は、個別サービスの計画等に基づき、第1号訪問事業の提供にあたります。

7. 利用料

（1）あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別表1に記します。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（2）キャンセル料

第1号訪問事業（現行相当）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とさせていただきます。

（3）支払い方法

上記（1）から（2）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日以降に、現金でお支払いください

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び、飯塚市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0948-21-3992
	FAX番号	0948-21-4020
	担当者	川崎 智子 責任者 多田 明光
	面接場所	当事業所の相談室
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	飯塚市役所 高齢介護課	電話 0948-22-5500 FAX 0948-25-6214
	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係	電話 092-642-7859 FAX 092-642-7857

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施いたします。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置いたします。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する訪問介護サービスの提供
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 利用者等の不在の場合、サービスの提供が出来ませんのでご了承願います。
- (4) 訪問予定時間が、交通事情で多少ずれることがありますので、ご了承願います。
- (5) 急な事情等で交代の訪問介護員を訪問させる場合があるのでご了承願います。
- (6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (7) サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問介護の妨げになります。ケージ内での管理又は安全な場所でリードにつなぐ等の配慮をお願いいたします。また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただく場合があります。
- (8) 訪問時は車で伺います。駐車場がない場合、サービス提供に困難をきたしますので必ず駐車場の確保をお願いいたします。有料駐車場の場合、駐車代金の負担をお願いいたします。

13. 個人情報の取り扱いについて

飯塚社会福祉協議会 個人情報保護規定に基づき厳正なる取り扱いを行ってまいります。

- (1) 個人情報の種類
介護認定関係、アセスメント関係、サービス利用関係、請求関係。
- (2) 個人情報の利用目的
第1号訪問事業（現行相当）を適正かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者に、介護保険サービス及びその福祉保健サービス等の利用の促進を図ることを目的といたします。
- (3) 個人情報の利用・提供方法
上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行います。また、下記により事業所内部での利用又は外部への提供を行います。
 - ① 内部での利用（計画作成・サービス調整）
 - ② 外部への提供（サービス担当者会議・事業所・保険者・施設・国民保健連合会）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 福岡県飯塚市柏の森956番地4
事業者名 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
飯塚支所訪問介護サービスステーション
説明者名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

利用者の家族

住所氏名

本人との続柄 ()

日常生活支援総合事業第1号訪問事業
第1号訪問事業（緩和した基準）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒820-0011 福岡県飯塚市柏の森956番地4
代 表 者	会 長 渡 辺 康 臣
設 立 年 月 日	平成18年 3月 24日
電 話 番 号	0948-23-2210

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所 訪問介護サービスステーション	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（緩和した基準）	
事 業 所 の 所 在 地	〒820-0011 飯塚市柏の森956番地4	
電 話 番 号	0948-21-3992	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月 1日指定	4071800108
管 理 者 の 氏 名	川崎 智子	
事 業 の 実 施 地 域	飯塚市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（訪問型サービスA）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が現在の状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（緩和した基準）は、従事者が利用者のお宅を訪問し洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

※上記、営業日・営業時間を基本とし、支援内容により相談に応じます。

6. 事業所の職員体制

管理者 1名（常勤）

サービス提供責任者 4名以上（常勤）とし、業務の状況に応じて指定基準の定めにより増減します。

訪問介護員等 8人（常勤換算）以上とし、事業状況に応じて配置します。

※従事者は、個別サービスの計画等に基づき緩和した基準の提供にあたります。

7. 利用料

（1）あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別表1に記します。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（2）キャンセル料

回数算定の場合で、利用者の都合によりサービスをキャンセル（取り消し）する場合、次のキャンセル料を頂きますのでご了承ください。ただし、体調や様態の急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とさせていただきます。

ア サービスの前日まで連絡がなく、訪問介護員がすでに自宅に訪問（到着）し、利用者の都合によりキャンセルされる場合は、訪問介護員の必要経費（交通費等）相当として600円を頂きますので、ご了承願います。

イ キャンセルの連絡については、訪問介護員の派遣を行う調整上、出来るだけ前日（月曜から金曜日）の午前8時30分～午後5時までの間にご連絡願います。

（3）支払い方法

上記（1）から（2）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い願います。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の１０日以降に、現金でお支払いください。

８．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び、飯塚市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 ０９４８－２１－３９９２ FAX番号 ０９４８－２１－４０２０ 担当者 川崎 智子 責任者 多田 明光 面接場所 当事業所の相談室 苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ
---------	--

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	飯塚市役所 高齢介護課	電話 ０９４８－２２－５５００ FAX ０９４８－２５－６２１４
	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係	電話 ０９２－６４２－７８５９ FAX ０９２－６４２－７８５７

１１．虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置いたします。

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 利用者等の不在の場合、サービスの提供が出来ませんのでご了承願います。
- (4) 訪問予定時間が、交通事情で多少ずれることがありますので、ご了承願います。
- (5) 急な事情等で交代の訪問介護員を訪問させる場合があるのでご了承願います。
- (6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (7) サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問介護の妨げになります。ケージ内での管理又は安全な場所でリードにつなぐ等の配慮をお願いいたします。また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただきます場合があります。
- (8) 訪問時は車で伺います。駐車場がない場合、サービス提供に困難をきたしますので必ず駐車場の確保をお願いいたします。有料駐車場の場合、駐車代金の負担をお願いいたします。

1 3. 個人情報の取り扱いについて

飯塚市社会福祉協議会 個人情報保護規定に基づき厳正なる取り扱いを行っております。

(1) 個人情報の種類

介護認定関係、アセスメント関係、サービス利用関係、請求関係。

(2) 個人情報の利用目的

第1号訪問階事業（緩和した基準）を適正かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者に、介護保険サービス及びその福祉保健サービス等の利用の促進を図ることを目的といたします。

(3) 個人情報の利用・提供方法

上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行います。また、下記により事業所内部での利用又は外部への提供を行います。

- ① 内部での利用（計画作成・サービス調整）
- ② 外部への提供（サービス担当者会議・事業所・保険者・施設・国民保健連合会）

利用者の家族 住 所
氏 名
本人との続柄 ()